

企業局職員の飲酒運転事案発生時の公表基準

職員の飲酒運転事案が発生した場合は、以下の基準により公表するものとする。

1 目的

職員の飲酒運転事案が発生した場合には、速やかに事実確認等を行った上で、逮捕等の有無にかかわらず、迅速に事案の概要等について公表することにより、市民への説明責任を果たすとともに、率先して法令を遵守すべき市職員としての自覚を促すことを目的とする。

2 公表対象とする事案

この基準による公表は、「企業局職員の交通事故および交通違反に係る報告基準」に基づき管理部長が報告を受けた事案のうち、次の各号に掲げるいずれかの事実を確認したものについて行うものとする。

- (1) 職員が酒酔い運転または酒気帯び運転により逮捕または書類送検されたこと
- (2) 職員が酒酔い運転または酒気帯び運転により告知票・免許証保管証または交通違反連絡票の交付を受けていること

3 公表内容

- (1) 当該職員の所属部局名
- (2) 管理職・一般職の別
- (3) 当該職員の年代
- (4) 事案の概要
- (5) その他（今後、厳正な処分を行う予定である旨）

4 公表の時期および方法

この基準による公表は、管理部長が飲酒運転の事実を確認した時から原則24時間以内に報道機関への資料提供により行うものとする。

る。

5 公表の例外

この基準に定める公表内容が新聞報道等により既に公表されている場合等，この基準による公表の必要がないと管理部長が認める事案については，公表を行わないことができるものとする。

6 適用日

この基準は，平成29年9月14日以降に発生した事案について適用する。

【企業局職員の飲酒運転事案の公表に係るフロー】

